

新町川水辺空間利活用推進業務 公募型プロポーザルに係る質問に対する回答

No.	質問内容		回答
	項目	内容	
1	仕様書 5 業務内容	仕様書「5.業務内容 (2) イベントの企画運営に関する業務」の「イ.共通業務・会場備品等の活用」について、「会場の設備及び備品等で利用可能なものは活用してよいものとする」とあり、公園の電源設備などの利用を想定しておりますが、そのほか、具体的に利用可能な設備及び備品等はどのような物があるかご教示ください。	こども交通公園に備え付けのベンチや遊具を想定しております。イベント活用後は原状回復を行ってください。 電源設備等のインフラ設備はイベント実施主体でご準備ください。
2	仕様書 5 業務内容	仮設設備は 2 週間程度の設置が想定される一方、イベントは当該期間内に 2 日以上実施することとされています。 「来場者数」「仮設設備の利用人数・利用率・利用時間帯・利用形態」等の効果測定について、イベント開催日のみを対象として実施する想定でしょうか。 または、仮設設備の設置期間中についても、平常時を含め継続的又は一定の調査日を設定して実施する想定でしょうか。 効果測定を実施する期間・頻度について、県の想定がありましたら御教示ください。	イベント期間を含めて仮設設備設置期間中は 2 回/日（午前・午後等）各 1 時間程度の定点観測を最低限実施いただくことを想定しております。

新町川水辺空間利活用推進業務 公募型プロポーザルに係る質問に対する回答

No.	質問内容		回答
	項目	内容	
3	仕様書 5 業務内容	徳島県幸町駐車場について、「指定管理者を通じて、目的外使用に係る申請を行い、徳島県の許可を得ること。」とありますが、イベント開催に伴い指定管理者へ支払う費用が発生する場合、その金額又は算定方法をご教示ください。 また、当該費用の算定に当たり、設営・撤去に要する期間を含めた使用可能な期間についてもご教示ください。	徳島県告示第245号（令和6年5月24日）に記載の「利用料金の額」に使用する面積（該当する駐車区画数）と利用期間を乗じて算出します。 利用期間については、定期車両への対応やイベント前日の駐車禁止対応を含めた準備期間が必要となるため、指定管理者と調整してください。 （参考）徳島県告示第245号 https://www.pref.tokushima.lg.jp/file/attachment/924093.pdf
4	募集要項 7 応募に際しての留意事項	募集要項には、「写真等を用いた補足資料を添付することができる」とあり、様式第3号には、「補足資料については、本様式と併せて10ページを目安に作成」とあります。 企画提案書本体及び補足資料を合わせて10ページ程度を目安とする、との理解でよろしいでしょうか。 なお、補足資料のみを10ページ程度とする趣旨である場合は、企画提案書本体のページ数の上限又は目安についてもご教示ください。	ご認識のとおり企画提案書本体及び補足資料を合わせたページ数です。

新町川水辺空間利活用推進業務 公募型プロポーザルに係る質問に対する回答

No.	質問内容		回答
	項目	内容	
5	仕様書 5 業務内容	幸町駐車場とこども交通公園の「利用可能範囲の詳細図」の確認 参加申込書締切日以降に県から提供される予定の範囲図をもとに、仮設設備（幅20m×奥行3m）やイベント会場のレイアウトが物理的にどの程度まで許容されるか。	ホームページに掲載している「（参考）範囲図」の範囲内において、仕様書記載の内容を最低限満たしてください。 なお、参加申込書締切日以降に施設配置平面図を提供可能ですので、「指定管理者募集参考資料提供申込書兼守秘義務誓約書（以下、誓約書とする。）」をご提出ください。県が誓約書を受理した後、誓約書の注意事項に記載の「申込者の資格要件」を満たしていることを確認した上で提供します。
6	仕様書 5 業務内容	指定管理者との調整フローの分担 幸町駐車場（指定管理者経由での目的外使用申請）およびこども交通公園の指定管理者との事前調整について、県側からどのような支援が受けられるか。	幸町駐車場については、指定管理者とイベント使用について調整済みです。 こども交通公園については、徳島県土整備事務所に一定の期間（10月下旬～12月下旬頃）使用可能であることを確認しています。 両施設における具体的な時期や施設使用方法については契約後、改めて徳島県土整備事務所及び指定管理者と調整してください。
7	仕様書 5 業務内容	河川管理上求められる具体的な安全基準 護岸付近に設置する仮設設備や転落防止柵について、県（または河川管理者）が求める構造基準や、構造計算書の提出が必要かどうかの見通し。	提案される構造に応じて適宜判断します。

新町川水辺空間利活用推進業務 公募型プロポーザルに係る質問に対する回答

No.	質問内容		回答
	項目	内容	
8	仕様書 6 中止及び変更の取扱い	荒天・増水等による中止時の費用負担の取り扱い 仕様書では「協議の上決定する」とされていますが、中止決定のタイミング（何日前・何時間前か）や、そこまでに発生した準備経費・キャンセル料の取り扱いの具体的なルール。中止になったイベントは後日延期されるのか？	中止決定のタイミングについては、実施するイベントに応じて判断します。 仕様書に記載のとおり、中止又は変更に伴い委託料の変更が必要となる場合は、県と受託者が協議の上決定します。 イベントの代替措置についても状況を鑑みながら判断します。
9	仕様書 5 業務内容	効果測定（回遊状況・来場者数調査）の具体的な手法と粒度のすり合わせ 「行動観察、利用状況調査及び滞在状況の記録」について、県側が求めているデータ水準（どこまで詳細なアンケートや人流計測を想定しているか）の確認。	新町橋周辺からかちどき橋方面への人流計測を求めています。 NO.2の回答をご参照ください。なお、本業務においてアンケート実施は想定しておりません。
10	仕様書 5 業務内容	広報物のデザインやウェブサイトのトーン＆マナー 専用ウェブサイトやチラシを作成する場合の県のチェック体制や、指定のロゴ・表記ガイドラインの有無。	表現が適切であるかを公表前に確認した上で、公表いただきます。指定ロゴやガイドラインはございません。
11	仕様書 5 業務内容	対象区域で施設使用料が必要な箇所と金額についてお伺いできますでしょうか。	こども交通公園においては、徳島県都市公園条例別表第2に基づき算出します。 徳島県幸町駐車場については、NO.3の回答をご参照ください。 （参考）徳島県都市公園条例 https://reiki.pref.tokushima.lg.jp/reiki_honbun/o001RG00000921.html

新町川水辺空間利活用推進業務 公募型プロポーザルに係る質問に対する回答

No.	質問内容		回答
	項目	内容	
12	仕様書 5 業務内容	対象区域に既存の電源、水道等がありますでしょうか。	NO.1の回答をご参照ください。
13	仕様書 5 業務内容	会場の設備および備品で利用可能な物は活用してよいとありますが、具体的にどのような貸出し可能な設備、備品類がありますでしょうか。	NO.1の回答を参照してください。NO.1に記載した設備以外の貸し出し可能な設備はございませんので、必要な備品はイベント実施主体でご準備ください。
14	仕様書 5 業務内容	イベントの実施日程は、とくしまマルシェや他のイベントと被ってもよろしいでしょうか。	仕様書「5 業務内容（2）」に記載のとおりです。